

ソーシャルワーク実習プログラムの内容と特徴

1. ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習のねらいと教育内容

本学で開講しているソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱは社会福祉士受験資格を得るための指定科目「相談援助実習指導」にあたる科目であり、ソーシャルワーク実習は、「相談援助実習」にあたる科目になります。

これらの科目の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）は、以下の表のようになっています。本学では「相談援助実習指導」の内容を2年次後期の科目である、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」と3年次通年開講科目である「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」において、学習することになっています。また「相談援助実習」は、3年次の夏休みを中心に180時間以上の実習を行う、「ソーシャルワーク実習」で学習します。

表 1-1 相談援助実習指導と相談援助実習の教育内容

	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助実習指導	<p>① 相談援助実習の意義について理解する。</p> <p>② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>①相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>②実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>③実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解</p> <p>④現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む）</p> <p>⑤実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解</p> <p>⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む）</p> <p>⑦「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>⑨巡回指導</p> <p>⑩実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪実習の評価全体総括会</p>

<p>相談援助実習</p>	<p>①相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p>	<p>① 実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>②相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 該当実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>
---------------	---	--

2. 社会福祉士への道 -4年間のカリキュラムスケジュール-

入学と同時にソーシャルワーク実習のプログラムがスタートします。それは入学間もなく行われる社会福祉士資格取得のための説明会です。この中で、ソーシャルワーク実習の概要、4年間のスケジュール（表 3-1）等についての説明があります。以下では、各学年におけるスケジュールと留意点についてみていきます。

(1) 1年次の実習関連科目と留意点

1年次の実習関連科目は社会福祉士の指定科目として、「医学一般（人体の構造と機能及び疾病）」「心理学概論」「社会学概論」「社会福祉概論Ⅰ」「社会福祉概論Ⅱ」「ソーシャルワークⅠ」「ソーシャルワークⅡ」「介護概論」「高齢者福祉論」が開講されています。

また、社会福祉士の指定科目以外の実習関連科目として、「ソーシャルワーク実習入門」も開講されています。

なかでも社会福祉の方法論であり、その導入部分にあたる「ソーシャルワークⅠ」と「ソーシャルワークⅡ」、ソーシャルワーク実習教育の導入部分に位置する「ソーシャルワーク実習入門」については、ソーシャルワーク実習以前に履修し、単位を取得しなければ、ソーシャルワーク実習には行けません。

(2) 2年次の実習関連科目と留意点

2年次の実習関連科目は社会福祉士の指定科目として、「ソーシャルワークⅢ」「ソーシャルワークⅣ」「地域福祉論Ⅰ」「地域福祉論Ⅱ」「障害者福祉論」「子ども家庭福祉論」「公的扶助論」「保健医療サービス」「就労支援サービス」「司法福祉」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」が開講されます。このように2年次までで実習分野の各論部分に該当する科目もほぼ出そろった形となっています。

また1年次同様ソーシャルワーク実習以前に履修し、単位を取得していなければならない科目として、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」があります。

とくに2年次には、次年度以降のソーシャルワーク実習のための説明会等がいよいよ始まります。

実習分野決定のオリエンテーション

前期の後半に実習分野決定のオリエンテーションがあります。具体的には、実習分野の選定とそれに関するレポートの提出をしてもらい、実習先となる施設や機関を決定する作業を行います。説明会の日時等を実習支援課で確認しておく必要があります。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」

後期に開講される「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」では、教員による実習の概要の説明、実習を終えた学生による実習報告会へ参加、分野別担当教員の面接等を通し、実習分野を決定します。その後は実習分野ごとのクラスに分かれ、実習機関・施設における支援の実態やソーシャルワーク実習に際しての基本的態度などの理解を深めていきます。

(3) 3年次の実習関連科目と留意点

3年次では、いよいよ夏休みの期間を使って、180時間以上の「ソーシャルワーク実習」が行われます。実習関連科目には社会福祉士の指定科目として、「社会福祉調査」「福祉行財政と福祉計画」「社会福祉運営管理」「社会保障論Ⅰ」「社会保障論Ⅱ」「権利擁護と成年後見制度」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」が開講されています。これらすべてを履修しなければ、受験資格は得られません。

なお「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」と「ソーシャルワーク演習Ⅲ」はソーシャルワーク実習の学びを深めるために、以下のような内容で行われます。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」

「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」は通年科目ですが、前期はソーシャルワーク実習指導Ⅰで理解した基礎的事項に加え、実習分野についての法制度や具体的な実習場面における援助技術の方法などを学びます。また、後半には実習現場の指導者を招き担当教員、学生との三者間での実習前の調整などを行う事前協議会が行われます。後期は、「実習評価表」「実習記録」などを用いて、実習目標や課題の達成について確認し、実習報告会や報告書の作成を通し、実習全体の振り返りを行い、今後の課題等を検討します。

「ソーシャルワーク演習Ⅲ」

3年次後期に開講される「ソーシャルワーク演習Ⅲ」では、さまざまな分野で実習を行った学生と共に実習を振り返る演習を行います。

(4) 4年次での留意点

社会福祉士の実習プログラムは、カリキュラム上は3年次で終了するようになっていますが、不足している実習関連科目があれば、それらを履修することが必要になります。また、4年次はソーシャルワーク実習を含む福祉教育の集大成として、専門演習でゼミ論文の作成に取り組んでいくことになります。